

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、海上災害、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 海上災害対策計画

1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関等が実施する各種の予防、応急対策は、次に定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

① 船舶所有者等(船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下この章において同じ)、大樹漁業協同組合

ア 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

エ 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努めるものとする。

② 大樹町

ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

イ 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

ウ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。

エ 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

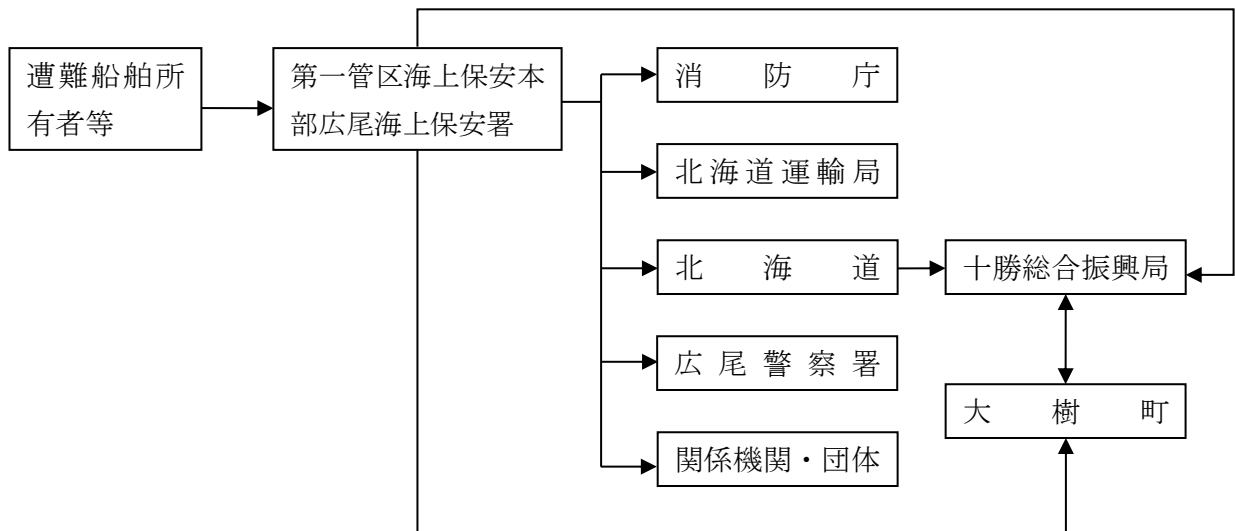
オ 海難発生時の救急・救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。

カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時に活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。連絡系統は次のとおりとする。



(2) 広報

海難発生時の広報は、第4章第3節「災害広報・情報提供計画」に定めるほか、次により実施する。

① 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に次の情報について、正確にきめ細かく、適切に提供する。

- ア 海難の状況
- イ 被災者等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の応急対策に関する情報
- オ その他必要な情報

② 旅客及び地域住民等への広報

- ア 海難の状況
- イ 旅客及び乗組員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の応急対策に関する情報

オ その他必要な情報

(3) 応急活動体制

① 町長の災害対策組織

町長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

② 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれ船舶・ヘリコプターなど活用して行うものとする。

(5) 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、第4章第5節「避難救出計画」の定めによるほか次により実施する。

① 町(基本法第62条、水難救助法第1条)

ア 遭難船舶を認知したときは、広尾海上保安署及び広尾警察署に連絡するとともに直ちに現場に臨み、救護措置を行う。

イ 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行う。

② 海上保安署(海上保安庁法第5条)

ア 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変事変その他救済を必要とする場合における援助を行うこと。

イ 海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うものの監督を行うこと。

ウ 関係機関の救助活動の調整に関すること。

③ 北海道警察(水難救護法第4条)

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を行うこと。

④ 大樹漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

⑤ 水難救難所(道内に110カ所設置されているボランティア組織)

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

(6) 消防活動

領域内における船舶等火災の消火活動については、広尾海上保安署ととちか広域消防事務組合が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

(7) 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、第4章第14節「医療救護計画」の定めるところに

より実施する。

(8) 行方不明者の捜索及び死体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等については、第4章第21節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより実施する。

(9) 油流出等に対する応急対策

事故により流出した油等の拡散防止及び回収除去のための応急措置は、その原因者が行わなければならない。しかし、大量の流出油等で原因者の防除活動のみでは、対応できないときは、広尾海上保安署をはじめとする関係機関が事故原因者ととも次への対策を講じる。

- ① 流出油の拡散防止のためオイルフェンス展張ならびに処理剤、吸着剤の使用による応急措置
- ② 油回収船による流出油の回収
- ③ 事故船舶からの油の抜き取り
- ④ 流出油の漂着のおそれのある沿岸へのオイルフェンスの展張等、二次災害の防止措置

(10) 自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、第4章第27節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより実施する。

(11) 広域応援

海難の規模により町では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第28節第「広域応援対策計画」の定めるところにより、道や他の市町村等へ応援を要請する。

第2節 道路災害対策計画

1 基本方針

道路構造物の被災又は国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次に定めるところによる。

2 災害予防

防災関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 道路管理者

- ① 橋梁等道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。
また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するために必要な体制の整備に努めるものとする。
- ② 道路災害を防止するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するために必要な体制の整備に努めるものとする。
- ③ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- ④ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の措置を講ずるものとする。
- ⑤ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、資機材を整備するものとする。
- ⑥ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。
- ⑦ 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえて再発防止対策を実施するものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

① 情報通信連絡系統

道路災害が発生し、又は発生しようとしている場合の情報通信連絡系統図は、別記1のとおりとする。

② 実施事項

- ア 町及び防災関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び防災関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 町及び防災関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

道路災害対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被害者の家族等、道路利用者及び地域住民に対して行う災害広報は、第4章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めるによるほか、次により実施するものとする。

① 実施機関

道路管理者、大樹町、広尾警察署

② 実施事項

ア 被災者家族への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確にきめ細かく、適切に提供するものとする。

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び防災行政無線等により、道路災害の状況や被災者の安否情報等必要な情報について広報を実施する。

(3) 応急活動体制

① 災害対策組織

ア 大樹町

町長は、道路災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関

関係機関の長は、道路災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第4章第5節「避難救出計画」の定めにより実施する。

(5) 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第4章第14節「医療救護計画」の定めにより実施するほか、道路管理者も、関係機関による迅速、かつ、的確な救護の初期活動が行えるよう協力する。

(6) 消防活動

道路災害における消防活動は、次により実施する。

① 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ、的確な初期消火活動が行えるよう協力する。

② 消防機関

ア 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 町は消防機関と連携して、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(7) 行方不明者の捜索及び死体の収容等

町及び各関係機関は、第4章第21節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

(8) 交通規制

災害の拡大防止及び交通確保のため、第4章第7節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次により実施する。

① 北海道警察

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

② 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(9) 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、第7章第4節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害防止に努める。

(10) 自衛隊派遣要請

道路災害発生時における自衛隊派遣要請については、第4章第27節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより実施する。

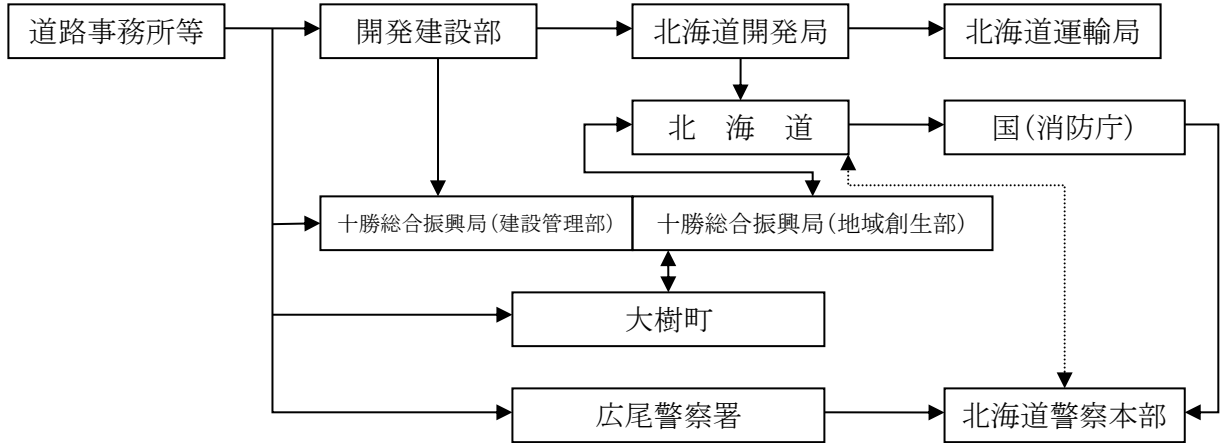
(11) 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。

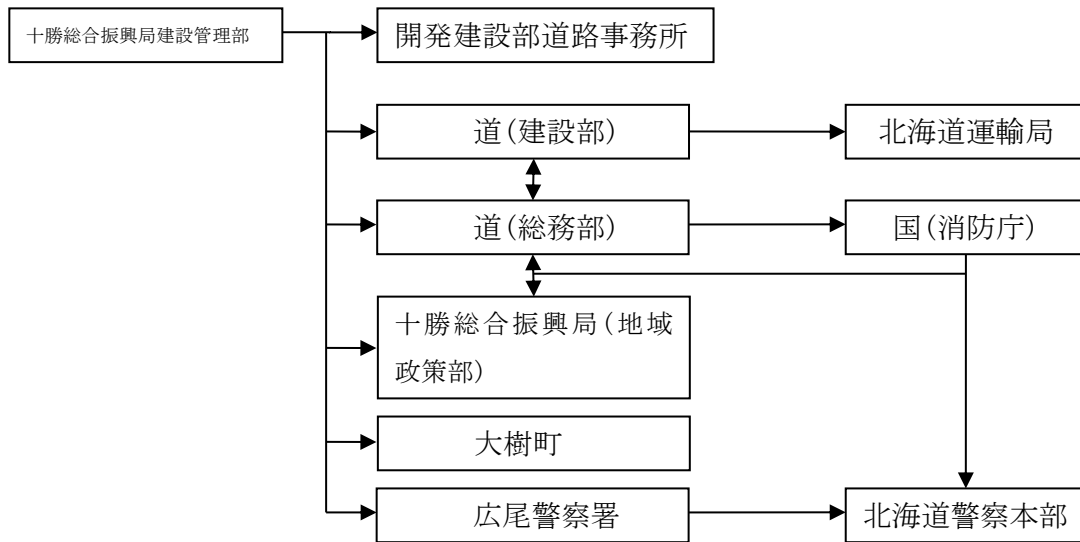
- ① 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- ② 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- ③ 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- ④ 災害復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

別記1

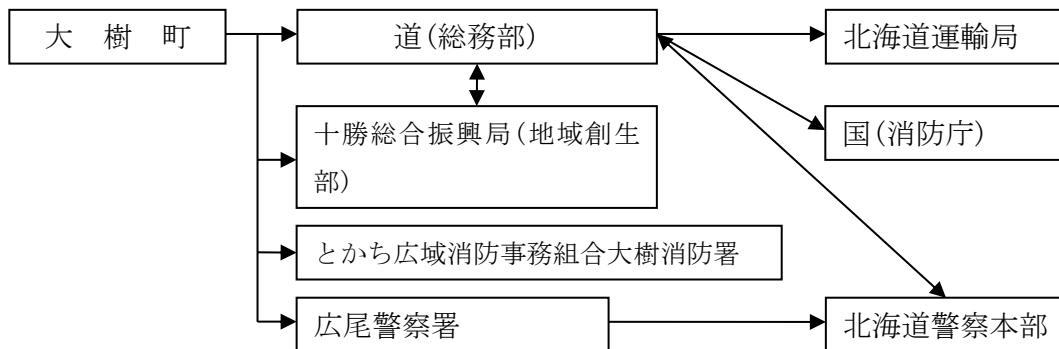
1. 国が管理する道路の場合



2. 道が管理する道路の場合



3. 町が管理する道路の場合



第3節 危険物等災害対策計画

1 基本方針

危険物等(危険物、火災類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質)の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者並びに防災関係機関が実施する予防、応急対策に関する計画は、次に定めるところによる。

2 危険物の定義

(1) 危険物

消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第2条第7項に規定されているもの。

(例)石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など

(2) 火薬類

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条に規定されているもの

(例)火薬、爆発、火工品(工業雷管、電気電管等)など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第2条に規定されているもの

(例)液体石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニア

(4) 毒物、劇物

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律303号)第2条に規定されているもの

(例)毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)等によりそれぞれ規定されているもの。

3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者(以下「事業者」という)及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

(1) 危険物等災害予防

① 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規定の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

ウ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

② 消防機関

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

③ 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実施を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(3) 火薬類災害予防

① 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、警察官に届けるものとする。

② 北海道警察

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

また、必要と認められるときは、北海道又は北海道通商産業局に対し、必要な措置をとるよう要請するものとする。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事業により危険な状態になり、又は火薬庫が安定度異常を呈したとき、及び災害が発生したときの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

③ 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(4) 高圧ガス予防

① 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危険予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る

ものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官に届出るものとする。

② 北海道警察

人の生命、身体又は財産に対する危険を予防するために特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

③ 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(5) 毒物・劇物災害予防

① 事業者

ア 毒物及び劇物取扱の定める設置基準、保安基準を遵守するとともに、従事者に対する危険防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急措置を講ずるものとする。

② 北海警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

③ 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(6) 放射性物質災害予防

① 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設置基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規定の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに科学技術庁長官、消防署等関係機関へ通報するものとする。

② 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

③ 北海道

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検

査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のための必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

4 災害応急対策

(1) 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

① 情報通信連絡系統

危険物等災害が発生し、又は発生しようとしている場合の情報通信連携系統図は、別記1のとおりとする。

② 実施事項

ア 町及び防災関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 町及び防災関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 町及び防災関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

(2) 災害広報

危険物等災害対策の実施にあたり、混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、第4章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによる。

(3) 応急活動体制

① 災害対策組織

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて第4章第4節「応急措置実施計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

① 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じる。

② 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じる。

(5) 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

① 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等、消防活動に努める。

② 消防機関

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

イ 消防職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

(6) 避難措置

町及び防災関係機関は、人命の安全を確保するため、第4章第5節「避難救出計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

(7) 救助救出及び医療救護活動等

町及び防災関係機関は、第4章第5節「避難救出計画」及び第4章第14節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、町及び防災関係機関は、第4章第21節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

(8) 交通規制

関係機関は、災害の拡大防止及び交通確保のため、第4章第7節「交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

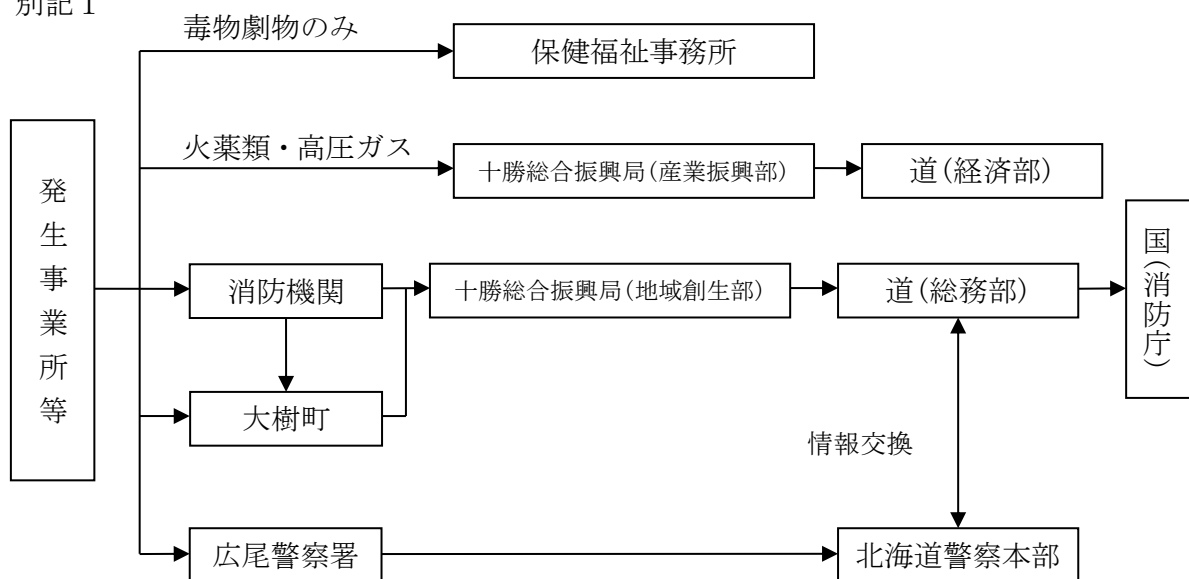
(9) 自衛隊派遣要請

危険物等災害発生時における自衛隊派遣要請については、第4章第27節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

(10) 広域応援

町は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第28節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村及び国へ応援要請する。

別記1



第4節 大規模な火事災害対策計画

1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、次に定めるところによる。

2 災害予防

町及び防災関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

(1) 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定図を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対して、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回(春、秋期)の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等災害時要援護者対策に十分に配慮する。

(6) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分検討を行い、大規模な災害の対応力を高める。

(7) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(8) 火災警報

町長は、十勝総合振興局から火災気象通報を受け、自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件(実効湿度72%以下にして、最小湿度45%以下となり、最大風速7m/S以上のとき)となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法(昭和23年法律第186号)第22条に基づく火災

警報を発令する。

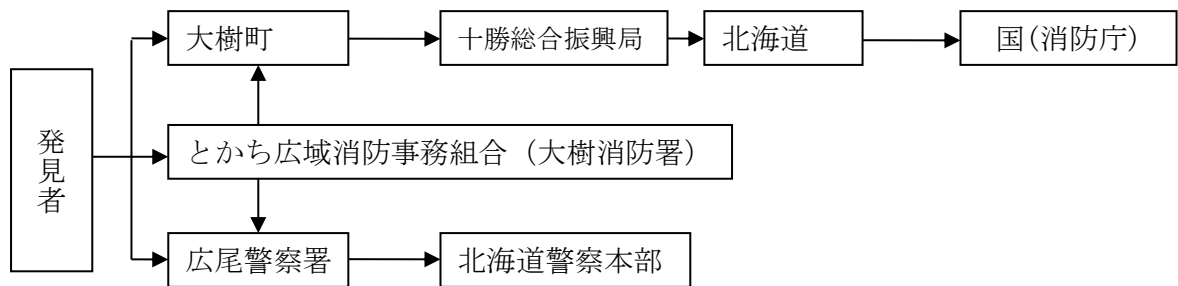
3 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

① 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又は発生しようとしている場合の情報通信連絡系統図は、次のとおりとする。



② 実施事項

ア 町及び防災関係機関は、災害が発生したときは、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 町及び防災関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 町及び防災関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、第4章3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

① 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確にきめ細かく、適切に提供するものとする。

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び防災行政無線等により、災害の状況や被災者の安否情報等必要な情報について広報を実施する。

(3) 応急活動体制

町及び防災関係機関は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その

状況に応じて第3章第3節「応急措置実施計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- ① 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- ② 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- ③ 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

(5) 避難措置

町及び防災関係機関は、人命の安全を確保するため、第4章第5節「避難救出計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

(6) 救助救出及び医療救護活動等

町及び防災関係機関は、第4章第5節「避難救出計画」及び第4章第13節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。

また、町及び防災関係機関は、第4章第21節「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、死体の収容、埋葬等を実施する。

(7) 交通規制

関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第4章第7節「交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

(8) 自衛隊派遣要請

大規模な火事災害発生時における自衛隊派遣要請については、第4章第27節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

(9) 広域応援

町は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第28節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村及び国へ応援を要請する。

4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、防災関係機関との密接な連携のもと、第8章「災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第5節 林野火災対策計画

1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する予防、応急対策は、次に定めるところによる。

2 予防対策

(1) 実施事項

林野火災発生原因の殆どが人為的なものであるため、次の予消防対策を講ずるものとする。
北海道森林管理局、北海道、大樹町

① 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

ア タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、標語、ポスター、広報車等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

イ 入林の許可・届出等について指導する。

ウ 林野火災警報及び林野火災注意報の発表、火災警報の発令があった場合又は気象状況が急変した場合には、必要に応じて入林の制限を実施する。

エ 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

② 火入対策

林野火災危険期間(概ね3月から6月。以下「危険期間」)中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

ア 森林法(昭和26年6月26日法律第249号)及び町条例の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

(ア)火入許可基準

面積：1回3ha以内とし、周囲に4m以上の防火帯をつくること。

人員：火入に従事する人員は、0.5haまで5人以上、1haまで7人以上、2haまで10人以上、3haまで15人以上とする。

(イ)町は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。

(ウ)林野火災警報及び林野火災注意報の発表、火災警報の発令があった場合又は気象状況が急変した場合には、一切の火入れを中止させる。

(エ)火入れ跡地の安全消火を図り、責任者に確認させる。

(オ)火入れ(造林のための地拵え、害虫駆除等)に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

③ 消火資機材の整備

ア 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

イ ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター離発着の適地をあ

らかじめ選定する。

④ 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

ア 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発

イ 巡視員の配置

ウ 無断入林者に対する指導

エ 火入れに対する安全対策

⑤ 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じる。

ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置

イ 火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火、ごみ焼箇所を設置、標識及び消火設備の完備

ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

⑥ 防火林帯の整備

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては、消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等の林野火災対策にも資する森林整備を進める。

(2) 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

① 林野火災気象通報

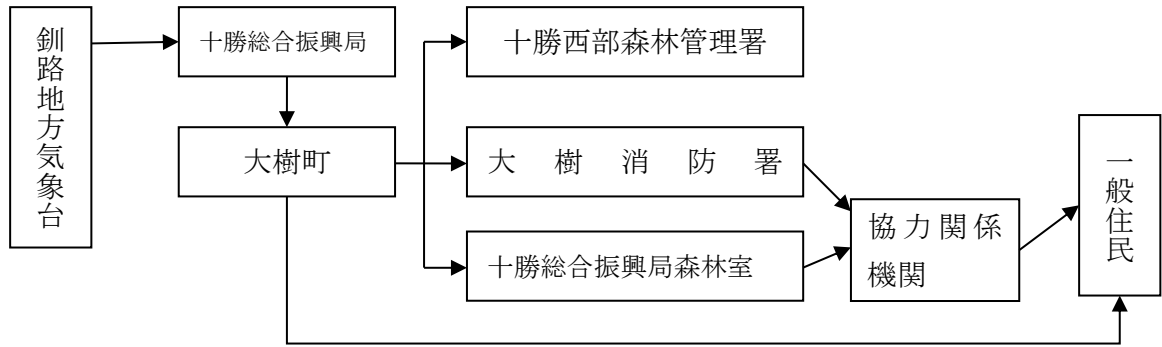
林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として釧路地方気象台が発表及び終了の通報を行うものとする。なお、火災気象通報の通報基準は、第2章第4節「気象業務に関する計画」のとおりである。

② 伝達系統

林野火災気象通報の伝達系統は、次のとおりとする。

町は、通報を受けた場合は、通報内容及びとるべき予防対策等を、関係機関へ通報するとともに、住民に周知徹底を図るものとする。

また町は、林野火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生の危険性があると認めたときは、町条例に基づく林野火災注意報のほか、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)第22条に基づく火災に関する警報のうち、林野火災の予防を目的とした林野火災警報を発することができる。

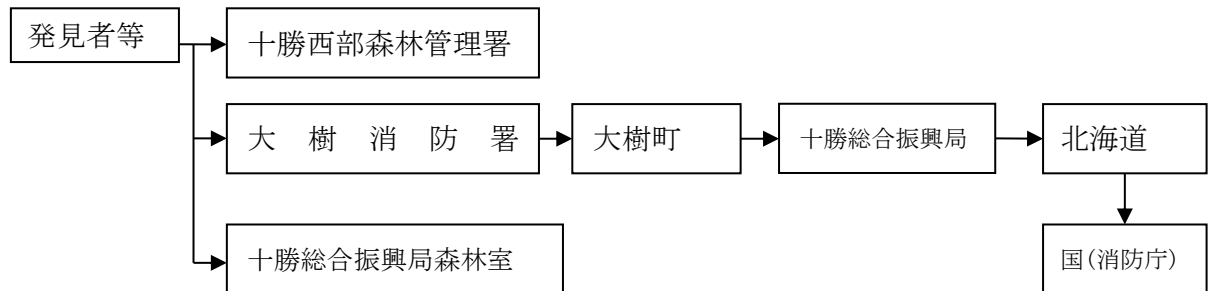


3 応急対策

(1) 情報通信

① 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は次のとおりとする。



② 実施事項

ア 町及び防災関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 町及び防災関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 町及び防災関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

エ 町及び防災関係機関は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進するものとする。

オ 関係機関は、ヘリコプター及び無人航空機等による上空偵察、地上部隊からの活動報告及び監視設備等を活用し、夜間を含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。

カ 町は、「林野火災被害状況調書の提出について(昭和54年2月26日付け林政第119号)」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第4章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

① 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策に関する情報
- オ そのほか必要な事項

② 地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は広報車の利用及び防災行政無線等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関の実施する応急対策の概要
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響

(3) 応急活動体制

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その状況に応じて第4章第4節「応急措置実施計画」に定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

① 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。

地上消火にあたっては、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。

また、長時間活動における熱中症対策や疲労管理にも配慮するものとする。

なお、鎮圧後においては、熱画像直視装置などにより警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。

② 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第4章第26節「ヘリコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

空中消火にあたっては、消防機関及び関係機関との情報共有を十分に行い、連携の円滑化及び安全性の確保を図るものとする。

また、防災航空室による空中消火に必要な活動拠点、給水場所、燃料補給方法等について、消防機関及び関係機関が事前に調整を行うものとする。

なお、鎮圧後においては、空中からの熱源探査を徹底し、確実な鎮火確認を行うものとする。

(5) 避難措置

町及び防災関係機関は、人命の安全を確保するため、第4章第5節「避難救助計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

(6) 交通規制

北海道警察等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第4章第7節「交通応急対策計画」の定めにより、必要な交通規制を行う。

(7) 自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の発生時における自衛隊派遣要請については、第4章第27節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

(8) 広域応援

町は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第28節「広域応援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村及び国へ応援を要請する。

第6節 大規模停電災害対策計画

1 基本方針

大規模停電災害により、町民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

① 北海道電力(株)・北海道電力ネットワーク(株)大樹ネットワークセンター

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり災害予防措置を講ずるものとする。

イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。

ウ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

② 防災関係機関

ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。

ウ 町民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

③ 病院等の重要施設

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満了にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

① 情報通信連絡系統

ア 大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記1のとおりとする。

② 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第4章第3節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

① 実施機関

市町村、北海道、北海道警察、北海道電力㈱、北海道電力ネットワーク㈱大樹ネットワークセンター

② 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

ア 停電及び停電に伴う災害の状況

イ 関係機関の災害応急対策に関する情報

ウ 停電の復旧の見通し

エ 避難の必要性等、地域に与える影響

オ その他必要な事項

(3) 応急活動体制

① 大樹町

町は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

② 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

③ 北海道電力(株)・北海道電力ネットワーク(株)大樹ネットワークセンター

- ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となって災害応急対策を講ずるものとする。
- イ 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。
- ウ 大規模な災害が発生し北海道電力(株)及び北海道電力ネットワーク(株)大樹ネットワークセンターのみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

(4) 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助
- イ 火災発生に対する迅速な消火活動
- ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

(5) 医療救護活動

道は、医療機関、福祉施設における患者、入所者の対応状況の確認を行い、必要な措置を実施するものとする。

その他、大規模停電災害時における医療救護活動については、第5章第10節「医療救護計画」の定めにより実施する。

(6) 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第13節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

① 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

② 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

(7) 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第3章第10節「避難体制整備計画」の定めるところにより実施するものとする。

(8) 応急電力対策

① 緊急的な電力供給

- ア 道は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。
- イ 道は、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。

ウ 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社は、イによる決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

② 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有する被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

(9) 給水対策

町（水道管理者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

(10) 石油類燃料の供給対策

道及び市町村は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第5章第18節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

(11) 防犯対策

北海道警察は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

(12) 自衛隊派遣要請

町長は、第4章第27節「自衛隊派遣要請計画」の定めにより、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

(13) 広域応援

道、市町村及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第4章第28節「広域応援対策計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

